

「拠出資本と留保利益の区別」  
をめぐる研究者たちの沈黙  
(2)

小樽商科大学准教授  
石川 業

「区別」をめぐる導入のメソドロジー

現実の「区別」に意識が強くない傾向は前述③の事情（研究の行きづまり）に行き着く。

「区別」研究は周辺制度の流行にも影響を受けるが、上の傾向は時流を超えて根強いよすがであり続けた。その状況で「区別」をめぐる理論仮説と実証の改善にまず有効なのは事例研究（ケース・スタディ）とみられる。会計ルールの確認を含む「区別」の現実把握が研究の仕上げでなく導入としてなお必要な現状である。

財務会計研究で、たとえば実践的知識の獲得というより会計事象の因果推論が目標にされるとき、あとでふれる多様な個別事例の研究だけで一般性を保って「区別」研究が収束する予期まではまだないのが個人限定的な実感である（なお管理会計研究をまず念頭に置く澤邊ほか（2008）参照）。仮に多様なケース・スタディの意義が因果推論にまで直接に貢献し得るとして

も、それは研究状況も含む事例の背景・文脈によってまさにケース・バイ・ケースであろう。

近年でも研究方法をめぐる泰斗の動向に盲従・右往左往せずに自問する若手もいるが、当然、方法・道具選択までが研究の決め手でない。ここでも「区別」利用の「なぜ」を見据えなおその導入として事例観察が必要とみられている。素朴な事実発見や実務解説に徹する意図でなく、因果を構成する事象把握からの再出発である。その意義を語るには今回も結論・表面的にとどまるが自ら観察結果の一端を示すほかない。

「区別」をめぐる事象のケース・スタディ

概観したいのは(A)その他資本剰余金額による財産分配と(B)任意積立金額のあり方である。ならば資料は個別財務諸表、とくにそれを収録する決算短信が2006年7月期以降(A)の配当明示で便利である。そこでまず、対象は全上場企業、期間はeolで追検索可能(だが各事例の詳細はどうしても要確認)な上の通期以降とする。国際的な会計ルール等の別も下の概観は変えない。

(A)として留保利益を残す事例が目されるが、配当時にその他資本剰余金額を減少するのは約20例である(ただし事例の数え方は複数あり得て詳細はいずれ研究論文で示す。以下同じ)。他方で財産分配として配当と共通する自己株式取得・消却時は約230例である。消却時にまずその他資本剰余金額を減らすのは現在は会計基準どおりとしても、あわせて重要なのはそれ以前に、留保利益より先の減少も先刻覚悟のはずの、その他資本剰余金額の計上自体である。

(B)への注目(A)の裏返しの見方による。拠出資本を減らし留保利益は減らさない背景に意図があるならまず任意積立金が糸口であろう。この見方から(全数調査での気付きも多いが)ここは直近2010年2月期~11年1月期に絞って(A)40例に伴う(B)をみると、概して繰越利益剰余金より多額の別途積立金24例以上に、事業・開発目的明示の任意積立金4例が少ないと

しても目立つ。それらは（分配目的明示の留保もある一方）任意上でも財産分配を抑制し得る。

以上の概観では「常識」と一見矛盾する事象を示すため簡明を旨に厳密を抑えた。事例研究の表面としても粗雑で(A)(B)間の関係もより複雑なはずだが当面の目的には有効であろう。単純な財務諸表分析との違いは因果への意識である。研究論文なら注視したいのは資金の調達源泉と運用形態の結び付き、分配・留保の多寡、連結・企業結合会計の影響、業績や企業再生の推移、消却自己株式の種類、保有自己株式の暫定的会計の理解、配当政策・課税といった、因果推論に関わり得る文脈である（石川、2010）。「常識」が無視してきたものは少なくない。

### 「区別」をめぐる研究のフィロソフィー

おそらく多くない印象の(A)の無視は合理的であり得るが、その可否は統計上の有意性もみて判断すべきかもしれない。ただそのとき、現在は「区別」の使い方がより任意的でも旧来からの制度の慣性や財務制限条項の影響といった歴史・経路依存の考慮が周到である。「区別」利用のうわべをみて原因に意識が向かないと信仰上の一喜一憂が続きかねない。他方でその前に(A)が本当に「常識」に反するかが検討課題たり得る。仮に「常識」も(A)も矛盾なく取り込める概念があれば、そのほうが「区別」の使い方を一般的に支配する原理として説明力が高い。

事象が多様なら通常、一般的な因果推論の難度も上がるが、とくに当事者の合意による利害調整は元来多様であり得る。ならば一層、少ない事例も簡単に無視したり切り捨てられない。

「区別」の「常識」的な位置付けのわかり（使い）やすさに当事者ごとの工夫が補助的に加えられて個別の利害が調整される。そういった財産分配をめぐる交渉・ゲーム上の、納得や工夫のしやすい道具・ルールとして「区別」をみる。その見方が「区別」研究の視野を広げるなら、発端の事例観察は③の事情打破の手がかりであ

る。そこからたとえば(A)が成熟経済に特有とわかれば先んじて日本で「区別」研究が深まり得る。この辺りは相対的に「区別」研究の（大仰だが）哲学であろう。研究の内実以前だとしても、その方向を決める前提なら軽視できまい。

もっともそれは「区別」ありきの話で、その想定外の沈黙要因もある。英語圏で株主資本として示される交付株式の公正価値測定（IASB/FASB、2010）は、株主資本を全体として評価替えして「区別」を消滅させ得る。これは「区別」廃止の直接の選択でなくストック・包括利益重視に付随の結果とみえる。これまでの「区別」の利用は基本的にフローによる純利益を要する（石川、2009）。会計基準がそれらを手放す判断も社会の合意に委ねるしかないが「区別」が使いつらくなる結果を見越した検討もあってよい。他方で研究上は、「区別」が純利益のあり方の歯止めである可能性も含め、なによりそれらの使い方の現実的な因果を探りたい。

③の事情下で幸か不幸か課題は多くますます迷想しそうですが、「沈黙」の今後は取組み次第だと示唆したつもりである。サロンの威を借る虚勢もそのため、これでやはり、現在の非常事態や変化・多様にあっても普遍をみる研究につとめるほかない空気であろう。クリティークに付きもの、やがて自分に鋭い両刃も甘受する。

#### [引用文献]

IASB/FASB (2010) Meeting 11 March 2010, Agenda Papers.

澤邊紀生、D. Cooper and W. Morgan (2008) 「管理会計研究におけるケーススタディ研究の意義」『メルコ管理会計研究』第1号、3-20頁。

石川 業 (2009) 「交付株式の会計にみる「拠出資本と留保利益の区別」のあり方と意義」『会計』第176巻第2号、203-216頁。

石川 業 (2010) 「拠出資本の減少に対する過剰反応と過小反応—企業結合・優先株式・自己株式の会計に伴う錯覚—」、日本会計研究学会第78回北海道部会。